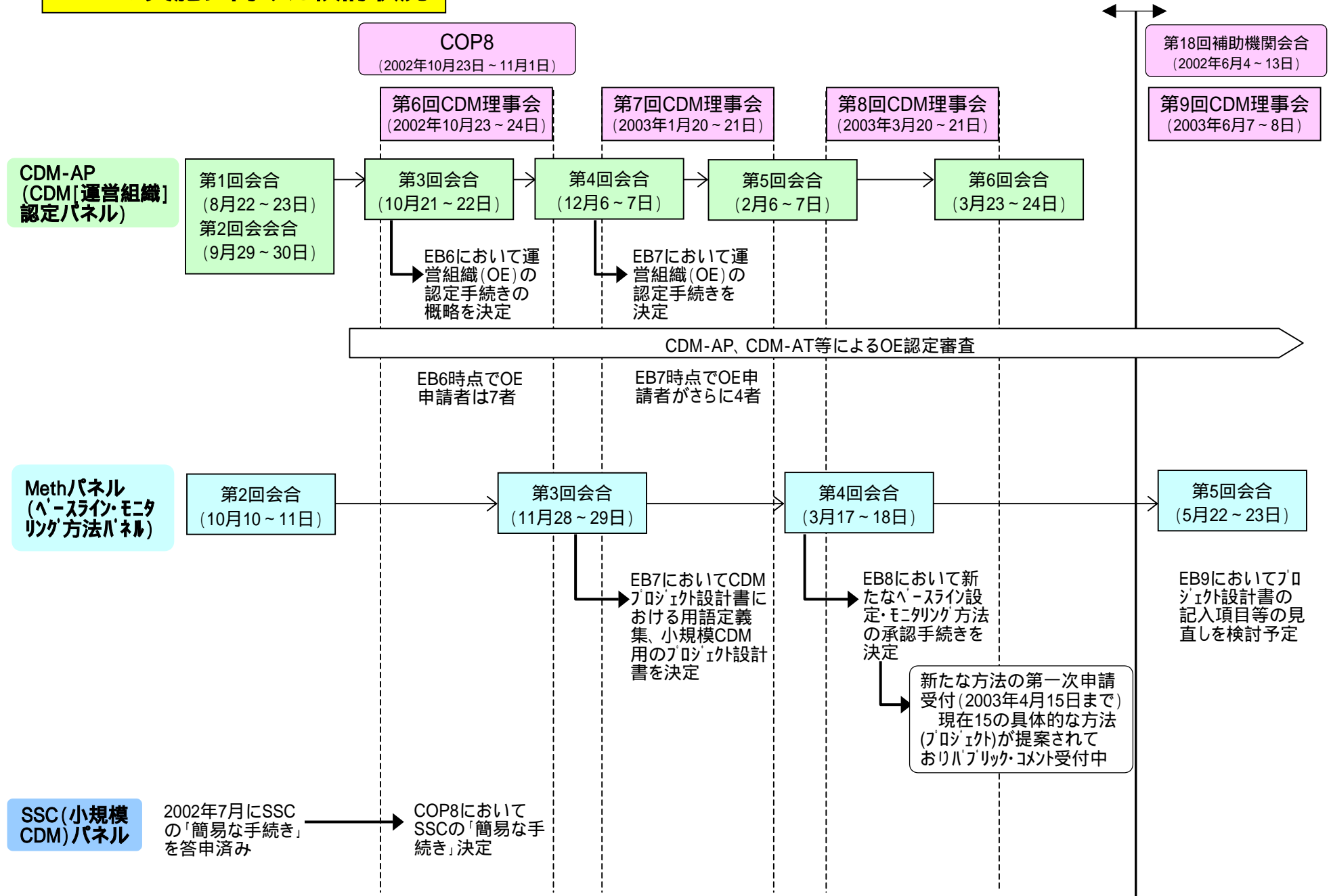


京都メカニズムについての国際的な検討状況

CDMの実施に向けた検討状況



運営組織(OE)の申請者は以下のようになっている(2003年4月23日時点)

		承認を申請している専門部門												
		エネルギー産業	エネルギー輸送	エネルギー需要	製造業	化学工業	建設	運輸	鉱業・無機工業	金属工業	燃料からの漏洩	HFC等の漏洩	溶剤使用	廃棄物処理・処分
アジア・太平洋	(財)日本品質保証機構(JQA)													
	(株)日本環境認証機構(JACO)													
	(株)中央サステナビリティ研究所													
	(株)トーマツ審査評価機構													
	(社)日本プラント協会(JCI)													
	朝日監査法人													
	Korea Energy Management Corporation													
西欧その他	Det Norsk Veritas Certification Ltd. (ノルウェー)													
	TÜV Süddeutschland Bau und Betrieb GmbH (ドイツ)													
	SGS UK Ltd (英)													
	BVQI Holdings Ltd. (英)													
	PricewaterhouseCoopers Certification B.V.													

新たなベースライン設定・モニタリング方法について、具体的なプロジェクトとして以下が提案されている(2003年4月21日時点)

No	プロジェクト名	ホスト国	分野	運営組織(候補含む)
1	Vale do Rosário バガス・コージェネレーション(VRBC)プロジェクト	ブラジル	エネルギー生産(系統連系)	TÜV Süddeutschland
2	V&M do Brasil 燃料転換プロジェクト	ブラジル	産業-燃料転換	Det Norske Veritas Certification Ltd.
3	メタノール生産プラント(M 5000)の新設	トリニダード・トバゴ	化学工業、省エネ、漏洩	TÜV Süddeutschland
4	Salvador Da Bahia 埋立処分場ガス・プロジェクト	ブラジル	漏洩	Det Norske Veritas Certification Ltd.
5	NovaGerar 埋立処分場ガスからの発電プロジェクト	ブラジル	漏洩	Det Norske Veritas Certification Ltd.
6	El Canadá 水力発電プロジェクト	グアテマラ	系統電力	Det Norske Veritas Certification Ltd.
7	ウルサンにおけるHFC 破壊プロジェクト	韓国	生産工程及びHFC・SF6の消費からの漏洩	(財)日本品質保証機構(JQA)
8	Peñas Blancas 水力発電プロジェクト	コスタリカ	エネルギー生産(系統連系)	Det Norske Veritas Certification Ltd.
9	AT Biopower米籾殻発電プロジェクト-系統電力代替	タイ	エネルギー生産(系統連系)	Det Norske Veritas Certification Ltd.
10	Durban埋立処分場ガスからの発電プロジェクト	南アフリカ共和国	エネルギー生産(系統連系)、漏洩、廃棄物	TÜV Süddeutschland
11	バガス/バイオマスコージェネレーション(26 MW)プロジェクト	インド	エネルギー生産(系統連系、その他)	TÜV Süddeutschland
12	Wigton 風力発電プロジェクト	ジャマイカ	エネルギー産業(再生可能エネルギー)	Société Générale de Surveillance UK Ltd
14	AT Biopower米籾殻発電プロジェクト-蒸気代替	タイ		
15	AT Biopower米籾殻発電プロジェクト-メタン削減	タイ	エネルギー生産(系統連系、その他)	Det Norske Veritas Certification Ltd.

登録簿(レジストリー)等の検討状況

排出枠の管理に必要な、国別登録簿、CDM登録簿、取引ログの技術仕様については、「科学及び技術の助言に関する補助機関(SBSTA)」によって検討されており、例えば以下に示すような仕様がCOP8で決定されている
 なお取引ログについては、技術仕様を2003年中(可能であればCOP9前まで)に決定し、COP10までに稼働させることを目指すこととしている

登録簿システムとして標準化すべき必須メッセージ内容

取引	1. 国別登録簿又はCDM登録簿へのユニットの発行
	2. (a)CDM登録簿内での保留口座から他の口座、(b)国別登録簿内での口座から取消口座・償却口座、へのユニットの移転
	3. 他の国別登録簿へのユニットの移転
	4. 適切な場合に、次期約束期間へのユニットの繰り越し
その他	5. 登録簿同士、取引ログとのデータの調整
	6. 登録簿システム同士の接続テスト
	7. 取引ログのオンライン状況の変化の通知
	8. 取引ログのオフライン状況の変化の通知

メッセージとして含むことが必要な項目

(a) (共通フォーマットによる)時間の検証
(b) メッセージの特定、関連するメッセージ・メッセージの段階・メッセージそのものの識別
(c) 一連のメッセージを発する側の登録簿によって設定される取引番号
(d) 一連のメッセージを発する側の登録簿によって、取引番号とともに付される取引記録に含む情報として、 <ul style="list-style-type: none"> ・関係するユニットの合計量 ・関係するユニットの識別番号 ・移転する側の口座番号 ・取得する側の口座番号
(e) 取引の状況
(f) 取引ログによって矛盾が指摘されたユニットについて、その矛盾が解決されるまで当該ユニットを特定すること
(g) 取引ログによって矛盾を指摘された取引について、移転側の登録簿によって取引が中止されていなかった場合、取得側の登録簿で中止できるようにする対策
(h) メッセージを受領したことを通知する確認のための返信
(i) エラー・メッセージ(必要に応じてエラー時点の特定)

シカゴ気候取引(CCX: Chicago Climate Exchange) について

- プレスリリース資料(03/01/16)の概要 -

【プログラムの概要】

- ・世界でも初の、自主的キャップ&トレード方式による GHG 排出削減プログラムを実施することを、シカゴ気候取引(CCX: Chicago Climate Exchange) が発表。
- ・加盟企業は、2006 年までに、1998~2001 年の GHG 平均排出量から4%削減することを、法的拘束力のある約束を行った。(these entities have made a legally binding commitment to reduce their emissions of GHGs by 4% below the average of their 1998-2001 baseline by 2006)
- ・米国内での吸収源、排出相殺プロジェクトによるクレジットが活用可能。またブラジルでの排出相殺プロジェクトも活用可能。
- ・取引そのものは2003年春から実施予定。

【設立までの役割分担】

- ・制度設計には50社以上、100人以上の専門家が関与。
- ・ジョイス財団が本プログラムのFS調査、制度設計の費用を贈与。
- ・ノースウェスタン大学ケロッグ経営大学院の管理の下で、エンバイロメンタル・ファイナンシャル・プロダクツ社(同社の社長がCCX会長でもあるRichard L. Sandor氏)がプログラムの研究開発を担当。

【運営の役割分担】

- ・CCXが本プログラムの運営(排出相殺プロジェクト含む)を行う。
- ・全米証券業者協会(NASD: National Association of Securities Dealers)が取引の管理を行う。
- ・ロスチャイルド社が、投資銀行サービスを提供する。

【プログラムへの加盟企業】

- ・加盟企業は以下の通り(13社、及びシカゴ市)

American Electric Power (AEP),	Baxter International Inc.
The City of Chicago	DuPont
Equity Office Properties Trust	Ford Motor Company
International Paper	Manitoba Hydro
MeadWestvaco Corporation	Motorola, Inc.
STMicroelectronics	Stora Enso North America
Temple-Inland Inc	Waste Management,

- ・他の53企業とも参加を交渉中であり、今後90日以内に第二次参加者が発表される予定。

EU における域内排出量取引の検討状況

EU 内温室効果ガス(GHG) 排出量取引に関する欧州委員会案(2001年10月23日発表)の概要は以下のようになっている。

概要	EU域内でのキャップ&トレード方式による GHG 排出量取引の制度案。制度対象者に GHG の排出量の上限である排出枠を交付した上で、排出枠の一部の取引を認めるもの
制度対象者	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にはEUの統合汚染防止指令(IPPC)の対象施設(エネルギー多消費型施設) 化学は除く(元々排出量が多くないこと[EU 排出量の1%未満] 対象施設数が多く [34,000 箇所] 行政手続きが複雑となるため) 廃棄物焼却施設は除く(廃棄物中の炭素含有量が把握できないため) IPPC の対象施設でなくても CO₂ の大規模排出源についても対象とできる(中規模コージェネレーション施設等) 対象主体については工場・施設単位(法人単位ではない)と推測される 具体的な対象業種は発電、石油精製、鉄鋼、非鉄金属、紙・パルプ等のエネルギー多消費型産業 対象施設数は4,000~5,000で、2010年におけるEU全体のCO₂排出量の約46%(GHG排出量の38%)を占めると推定されている。 なお、直接的な制度対象者ではないが、排出枠の登録簿(レジストリー)に口座を持っていればどのような個人・法人も取引に参加することが可能(ブローカーやNGOの参加も可能) 直接排出量のみを対象(発電に伴う排出は、発電事業者からの排出としてカウントする)
対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> 初めはCO₂のみ(6ガスの中で最も排出量が多く、正確なモニタリングが可能のため) 他のGHGを対象とするかどうかについては、正確なモニタリング、報告、検証が行えることが条件
実施期間	第1期間(試行期間):2005年~2007年まで(3年間) 第2期間 :2008年~2012年まで(5年間) その後は5年毎
遵守期間	遵守期間(当該期間の期末時点で、当該期間中の温室効果ガス排出量に応じた排出枠の保有を義務づける期間、排出量に応じた排出枠は除却される。)は1年
排出枠(allowances)の交付方法	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠の全体交付量、個別の事業者への交付方法・量等については、基本的に各加盟国の判断に任せる(ただし、欧州委員会の定める判断基準に沿っていることが必要) 第1期間については、全加盟国は制度参加者に対して無償で交付する EU内での同業種の競争条件を同じにするため また、EU加盟国間での公正競争を維持すること(政府補助に関する規制に沿うこと)新規参入者への交付を確保することが必要 原単位目標とすることも可能(この場合には、原単位目標に生産量を乗じて、絶対量での排出枠とすることが必要) それぞれのEU加盟国が「国家交付計画:national allocation plan」を作成し、欧州委員会によって承認されることが必要
排出枠の取引	<ul style="list-style-type: none"> 遵守期間(1年)内であれば、期中の排出量に関わらず、自由に排出枠の取り引きできる(期末には排出量に見合う排出枠を保有していることが必要)

トラッキング	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠の移動の追跡(トラッキング)は電子的に行う 第2期間において、EU加盟国間での排出枠の取引があった場合には、EU内での再配分目標値が変わる
モニタリング、報告等	<ul style="list-style-type: none"> 制度対象者は定められた方法で排出量の把握(モニタリング)を行い、共通の様式で報告を行うことが義務づけられている 排出量については、規制当局又は第三者機関による検証を受けることが義務づけられている。検証コストの負担については、加盟国の判断に任せられている。
バンキング	<ul style="list-style-type: none"> 第1期間内、第2期間内では、それぞれ無制限に当該遵守期間終了後の余剰排出枠を、次期遵守期間に繰り越すこと(バンキング)が可能 第1期間にバンキングしたものを、第2期間に利用可能とできるかどうかは、各加盟国の判断に任せる 制度対象主体は、第2期間(京都議定書約束期間)終了時についてもバンキング可能。ただし形式的には、一端、対象主体の立地加盟国が余剰排出枠を接收し、次の期間に同量の排出枠を追加的に無償交付する。 加盟国自身の京都議定書目標達成が必要なため
不遵守時の措置	<ul style="list-style-type: none"> 遵守期間末は各年12月末であるが、排出量と排出枠の付け合わせ(マッチング)を行うのは翌年3月末。一方、当該遵守期間の排出枠の交付は、毎年2月末までに行う。前遵守期間の排出枠が不足する場合は、当該遵守期間の排出枠を活用することが可能。 【以下、遵守期間の翌年3月時点でも不遵守であった場合】 第1期間については、排出超過分について最低50ユーロ(約5400円)/tCO₂又は一定期間中の市場価格平均値の2倍の、どちらか高い金額を罰金として支払う 第2期間については、100ユーロ(約10800円)/t-CO₂又は一定期間中の市場価格の平均値の2倍の、どちらか高い金額を罰金として支払う 加盟国は、超過量当たりの罰金に加え、効果的な制裁措置を適用する なお、排出超過分については、次の遵守期間の排出枠交付量から差し引く
他の制度とのリンク	<ul style="list-style-type: none"> 第1期間であっても、相互協定を締結することによって、EU外の国の国内排出量取引とリンクすることが可能 第2期間以降は、京都議定書における国際排出量取引とリンク可能 京都メカニズム(JI/CDM)によるクレジットの活用については要検討(少なくとも環境十全性が確保されていることが条件) EU域内における他の市場活用手法とリンク可能とすべき。ただし混乱を避けるために、再生可能エネルギー証書取引とは統合しない。
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 2004年12月末までに、他の業種、他のGHG等を対象として加えるかどうかを決定 2006年6月末までに、排出量取引の実施経験に基づいて、制度のレビューを行う

(出所) http://europa.eu.int/comm/environment/climat/com/01581_en.pdf より作成

欧州理事会の排出量取引に関するペーパーにおける主な変更点

項目	主な変更・追加内容 (2003/03/18 理事会 ¹ - ¹ -)	変更前内容 (2001/10/23 委員会 ¹ - ¹ -)
前文(15) 国内排出量取引	本指令は、加盟国が独自の国内排出量取引を導入し、EU 域内排出量取引によって対象とならない活動を対象とすることを妨げない。	(特に記述なし)
前文(16) 国際排出量取引	加盟国は、京都議定書附属書 B 国として、国際排出量取引に参加してもよい。	(特に記述なし)
前文(18) JI/CDM クレジット	2005 年から JI/CDM のプロジェクト型のクレジットを活用することについて指令で認められるであろう。	検討するというスタンス
前文(22) 税の取り扱い	(ある施設について、他の国内政策の対象とすることによって暫定的に排出量取引の対象から除外する場合) 税制はそうした国内政策として位置づけることが可能。	(特に記述なし)
第3条(e) 対象施設の定義	“対象施設”とは、附属書 に記載されている活動及びそれらの活動と技術的に連系しており、それらの活動に付随した活動を行っている固定施設とする(IPPC 指令の定義と整合性がとられた)。	附属書 に記載されている活動を行っている固定施設(連系の記述なし)
第3条(h) 新規参入者の定義	新規参入者とは、施設の変更・拡張等に伴って新たに排出枠を必要とする者とする(純粋な新規参入者だけでなく既存事業者の拡張も明確に定義された)。	(特に記述なし)
第6条(e) 調整期間	前年の GHG 排出量に見合う排出枠を償却するのは、前年末から4ヶ月以内(4月末まで)。	3ヶ月(3月末まで)
第9条1項 排出枠割当時のクライテリアのガイダンス	欧州委員会は 2003 年 12 月末までに、国の排出枠割当計画策定時のクライテリアに関するガイダンスを開発しなければならない。	(ガイダンス開発及びその期日についての記述なし)
第10条 オークション	各加盟国は、2008～2012 年の5年間に向けた排出枠割当においては、少なくとも90%を無償で割り当てなければならない(10%までは有償で配分してもよい)。	(特に記述なし)
第14条 モニタリング及び報告ガイドライン	欧州委員会は、2003 年9月末までにモニタリング及び報告ガイドラインを採択しなければならない。	期日は明示されていない
第16条 罰則	2008～2012 の5年間に対する罰則の一つとして、超過排出t当たり 100 t-CO ₂ の罰金がかかる。	「100 t-CO ₂ 又は1～3月の排出枠の平均市場価格の2倍のどちらか高い金額」が罰金
	2005～2007 の3年間に対する罰則の一つとして、超過排出t当たり 40 t-CO ₂ の罰金がかかる。	「50 t-CO ₂ 又は1～3月の排出枠の平均市場価格の2倍のどちらか高い金額」が罰金

項目	主な変更・追加内容 (2003/03/18 理事会 ¹ -II ¹ -)	変更前内容 (2001/10/23 委員会 ¹ -II ¹ -)
第 21 条 各加盟国からの報告	(各加盟国は、毎年、本指令の適用状況について報告しなければならず、その中の項目の一つとして、取引に伴う課税の扱いを念頭において)もし記述する事項があれば、排出枠の会計上の取り扱いを含める。	報告項目として、会計上の取り扱いについては触れていない
	各加盟国からの最初の報告は、2005年6月末とする。	2005年5月末
第 22 条 附属書 の修正	第 21 条の報告書等を鑑みて、欧州委員会は 2008～2012 年の 5 年間に對する附属書 (国の排出枠割当計画におけるクライテリア) を改正することができる。	「2008～2012 年のため」と明示されていない
第 24 条 他の活動・ガスの一方的な追加	各加盟国は、欧州委員会に承認されれば、2008 年から附属書に示されていない活動、施設、温室効果ガスについて、EU 域内排出量取引の対象とすることができる。	第 24 条の記述がない
	各加盟国は、2005 年から附属書 に示されている設備容量下限を下回る施設について、EU 域内排出量取引の対象とすることができる。	
第 25 条 他の GHG 排出量取引制度との連系	他国の国内 GHG 排出量取引制度と連系する際には、その国が京都議定書を批准している附属書 B 国で、かつ排出枠を相互活用する合意を得ていることが必要。	京都議定書を批准している附属書 B 国という条件はない
第 26 条 IPCC 指令の改正	本指令の対象となる施設については、IPPC 指令に基づいて省エネルギー規制を行わなくてもよい。	「規制を行わなくても良い」とは記述されていない
第 27 条 暫定的な除外	各加盟国は、本指令の対象となる施設について、2007 年未までは暫定的に対象から除外することが可能。ただし同様の効力を持つ他の国内政策を適用していること、モニタリング・報告等を同様に行うこと、同等の罰則を適用すること等が条件。	第 27 条の記述がない
第 27 条 プーリング	各加盟国は、対象施設の操業者が同様の活動を行っている他の操業者とプール(パブル)を形成することを認めてもよい。プール参加者の中から信託者を設置しなければならない。	第 28 条の記述がない
第 29 条 不可抗力	2005～2007 の 3 年間については、不可抗力による場合に限り、追加的な排出枠の発行が認められる場合がある。この排出枠は取引することはできない。	第 29 条の記述がない
第 30 条 レビューとさらなる開発	本指令の適用経験を基にして、欧州委員会は本指令の適用に関する報告書を作成しなければならない。	作成するかもしれない (may draw up)
	(報告書で検討する項目として、以下が追加されている) ・EU 域内排出量取引と、2008 年から始まる国際排出権取引との連系 ・インフレを考慮した、罰金の金額 ・拡大 EU にこのスキームをどのように適用していくか ・プーリング	(特に記述なし)

項目	主な変更・追加内容 (2003/03/18 理事会 ¹ - ¹ -)	変更前内容 (2001/10/23 委員会 ¹ - ¹ -)
第30条 レビューとさらなる 開発	JI/CDM のプロジェクト型の制度と連系することが望ましいので、 欧州委員会からの提案を欧州議会と欧州委員会が採択すること を条件として、2005年から活用可能としていく。	(特に記述なし)
附属書 国の排出枠割当計 画におけるクライテ リア	(クライテリアとして、以下が追加されている) ・本指令の対象となる施設リストと、各施設に対する初期割当予 定量を含めること。 ・EU 域内国及び企業との競争をどのように考慮したかについて 計画に含めてもよい。	(特に記述なし)

EU 域内排出量取引の今後の予定

2003年9月末	モニタリング及び報告ガイドライン採択予定(欧州委員会)
2003年12月末	国の排出枠割当計画策定時のクライテリアに関するガイダンス採択予定 各加盟国が EU 内排出量取引実施のための国内法を整備
2004年3月末	各加盟国による国の排出枠割当計画の策定
2004年12月末	レビューの実施(追加的な活動や CO2 以外のガスを含めるかどうか)
2005年1月	第1期(3年間)排出量取引の開始 各加盟国の判断により附属書 に示されている設備容量下限を下回る施設について 対象とする(opt-in)ことが可能
2006年6月末	加盟国が、本指令の適用状況に関する最初の報告を欧州委員会に提出 レビューの実施(追加的な活動や CO2 以外のガスを含めるかどうか、排出枠割当方 法のさらなる調和)
2008年1月	第2期(5年間)排出量取引の開始 各加盟国の判断により CO2 以外の GHG や附属書 に記載されていない施設を対 象とする(opt-in)ことが可能

作成: (株)野村総合研究所